

騒音コンター図公表に伴う再調査と説明責任を求める意見書

平成18年5月19日、仙台防衛施設局は本市に対し、松島飛行場に係る騒音度調査結果等の概要を提示した。その内容は昭和60年度の調査結果と比べ今回の調査では、T-2からF-2への態様変更により飛行回数が約5割減少し、騒音度の高いジェット機の飛行回数が6割減少、この結果、対象区域面積が約5,000haから約2,000ha、対象世帯数が約20,000世帯から約3,000世帯と大幅な縮小が発表された。T-2からF-2への機種変更に伴い、騒音がひどくなったと感じている住民が多い状況での区域縮小は、かねてから要望している区域拡大とまったく相容れないものであり、誠に遺憾であり住民を無視した内容である。

議会としては第2回定例会で国（防衛庁・防衛施設庁）、仙台防衛施設局、宮城県知事に対し市民の騒音被害、苦痛、意向を無視するもので、市民感情からしても到底容認できるものではなく、議会として強く抗議するとともに、騒音区域縮小に反対する意見書を全会一致で可決したところである。

また、特別委員会を設置し調査方法、データの内容について調査した結果、航空機騒音に係る環境基準の基準値であるWECPNL（加重等価継続感覚騒音基準）の算出は音響の強度（デシベル）、頻度、継続時間、発生時間帯などの諸要素、多数の航空機から受ける騒音の総量を1日の平均として総合的に評価する方法であるが、その中で地域住民が一番煩いと感じている離陸しない場合のエンジンテストが各測定点におけるピーク騒音レベル及び継続時間の平均値のG（地上音）に加味されていない事実と離陸しない場合のエンジンテストの回数も分からないことが判明した。また、平成17年2月及び7月から8月の騒音度調査は、調査日数（3日）及び天候不順により飛行回数が少なく、通常訓練とは異なる飛行であった。このことはデータが不備であると同時に調査結果を歪曲するものであり、再測定・再調査を要望する。さらに防衛施設庁では今回の騒音区域線引き縮小に係る説明責任を果たすとしているが次の点について9月11日までに説明を要請する。

記

- 1 昭和46年から平成元年まで騒音による健康被害について医学調査を実施し、因果関係として捉えることは極めて困難と回答しているが、現在は、T-2からF-2に態様変更がなされている。健康診断を行い、健康被害実態調査を実施すること。
- 2 アフターバーナー使用時と未使用の場合のデータ開示を行うこと。
- 3 市街地上空ブルーインパルスの飛行に伴う不安感、危険感を騒音コンターに反映すること。

- 4 ブルーインパルス機のスモーク油の健康被害について科学的根拠を提示すること。
- 5 環境基準の見直し（計算式など）について、環境省と協議し改善を図ること。
- 6 第1種区域の指定基準を現行75Wから70Wに改め区域拡大を図ること。
- 7 住民に対する説明は、機械的ではなく歴史的背景を踏まえながら行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年 8月28日

東松島市議会議長 三浦 昇

仙台防衛施設局長
防衛庁長官
防衛施設庁長官

宛